

今月の経理情報

2005年10月

今回のテーマ： 特別償却と特別控除の選択

2005年4～6月四半期の法人企業統計によりますと、設備投資額は前年同期比7.3%増の10兆4,866億円と9四半期連続で前年を上回っています。

設備投資をすることによる税務上の特典は、特別償却と税額控除（特別控除）の選択適用です。

主なものはつぎのとおりです。

制度の種類

制度		対象法人 1	対象資産	取得価額等の要件	率	
情報通信機器等	特別償却	資本金3億円超の法人	ソフトウェア以外	600万円以上	50%	
		3億円以下の法人	の情報通信機器等	140万円以上		
		資本金3億円超の法人	ソフトウェア	600万円以上		
		3億円以下の法人		70万円以上		
	税額控除	取得	資本金3億円超の法人	ソフトウェア以外	600万円以上	10%
			3億円以下の法人	の情報通信機器等	140万円以上	
		資本金3億円超の法人	ソフトウェア	600万円以上		
		3億円以下の法人		70万円以上		
リース	資本金3億円以下の法人	ソフトウェア以外	200万円以上	6%		
		ソフトウェア	100万円以上			
中小企業者等の機械	特別償却	資本金1億円以下の法人 2	機械装置	160万円以上	30%	
			器具備品	120万円以上		
			貨物用自動車・船舶	-		
	税額控除	取得	資本金3,000万円以下の法人 2	機械装置	160万円以上	7%
				器具備品	120万円以上	
				貨物用自動車・船舶		
リース	資本金1億円以下の法人 2	機械装置	210万円以上	4.2%		
		器具備品	160万円以上			
		貨物用自動車				
事業基盤強化設	特別償却	卸売業・小売業等を営む資本金1億円以下法人等 2	機械装置	280万円以上	30%	
			器具備品	120万円以上		
	税額控除	取得	同上	機械装置	280万円以上	7%
				器具備品	120万円以上	
				リース	同上	
	器具備品	160万円以上				
開用発設研備研究 3	特別償却	開発研究を行うすべての法人	機械装置	280万円以上	50%	
			器具備品			

1 青色申告が要件となります。

2 大規模法人の子会社等を除きます。

3 特別控除の制度はナシです。

計算方法

つぎのいずれかの選択適用となります。

特別償却額 = 取得価額 × 特別償却率（普通償却と別枠で計算できます）

税額控除額 = 取得価額等 × 控除税率（上限は法人税額 × 20%）

お見逃しなく！

特別償却、控除ともに初年度（購入時年度）のみの適用となります。

特別償却不足額、控除不足額ともに1年間に限り繰越しができません。

上記以外にも「地域」や「事業」などにより活用できる特別償却、控除がありますので、決算前に再確認ください。